

11・12月は市税などの「特別滞納整理期間」です

市は、税負担の公平性と税収入の確保のために、11・12月を「特別滞納整理期間」として、徴収の強化に取り組みます。納期限を過ぎた市税などがある場合は、速やかに納めてください。詳しくは、**本納税課(☎22309)**へ。

滞納がある人へ連絡します

期間中に電話や文書で滞納となっている市税などについてお知らせしますので、速やかに納付をお願いします。

※特別な事情がない限り、納期限内の納付が原則です

市税などを滞納すると

〈延滞金が増加されます〉

納期限内に納付している人との公平性を保つため、滞納すると延滞金が増加される場合があります。

〈滞納処分の対象となります〉

連絡や相談のないまま滞納が続く場合は、地方税法に基づき財産(不動産・預貯金・給与

自動車・動産などを調査し、差し押さえを行います。

一部の行政サービスが受けられなくなります

申請が受け付けられなくなるもの

- ▽競争入札参加資格の審査
- ▽小規模工事等希望者の登録など

助成が受けられなくなるもの

- ▽不妊治療費助成
- ▽人間ドック検診費助成
- ▽住宅用温暖化対策設備等導入補助金 など

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険のサービスが制限されます

国民健康保険・後期高齢者医療保険の有効期間が短くなったり、医療費を一時的に全額負担しなければならなくなる

場合があります。

また、介護サービス利用料の自己負担割合が引き上げられるほか、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなる場合があります。



▶差し押さえの例

滞納は放置せず必ず納付相談を

火災や盗難、病気、失業など、さまざまな事情により納期限内の納付が困難な場合は、納付

の相談に応じますので、滞納は放置せず、必ず納税課に相談してください。

詳しくは、左の2次元コードから市ホームページを確認してください。



▲市ホームページはこちら

納付や納付相談を受け付けるため、夜間にも窓口を開設しています。また、納付忘れのないように口座振替もできますので、ぜひ、利用してください。

〈夜間窓口〉

とき 毎週火曜日(祝日の場合は翌日)午後7時まで

〈口座振替〉

申請場所 納税課 各行政センターまたは市内金融機関

納付に関するQ&A

納期限を過ぎてしまいました

したが、手元にある納付書で納められますか？

A 納期限を過ぎても、納付書は利用可能です。ただし、延滞金が発生している場合がありますので、納税課に連絡してください。

Q 口座振替にしていますが、残高不足だった場合はどうすればよいですか？

A 口座振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、納付書で納めることとなります。

後日郵送される督促状で納付できますが、延滞金が発生する場合があります。不安な場合は納税課に連絡してください。

Q 市税などを納め忘れてしまいました。このまま納めないでよいですか？

A 納期限を過ぎても市税などを納付しないと延滞金が発生する場合があります。

また、納期限後20日以内に市から督促状を発送しますが、督促状を発送した日から10日を経過した日までに納付がない場合は、差し押さえなどの滞納処分の対象となります。

